

## 日中戦争初年の天津海関

——マイヤーズ税務司と堀内総領事の交渉とその背景——

吉井文美

### はじめに

近代中国において海関が果たした役割の大きさは、ここに強調するまでもないだろう。北京政府時期（一九一二～二七年）は関税収入の平均五六・四%が外債償還に充てられていたし、本稿が対象とする一九三〇年代後半でもその二割が外債償還、三～四割が内債償還の財源となっていた。このように関税収入は、中国にとって債務償還の柱であった。これと同時に、例えば一九三〇年前後の中央政府財政の実に四割強を関税収入が支えていた事実から、海関が果たした財政基盤としての役割も窺える。<sup>(1)</sup>さらに、中国全土において均一の関税率を適用することが条約で保証されていたように、海関をめぐる行政には列国の「条約上の権利」も付帯されていた。<sup>(2)</sup>本稿が対象とする時代、総税務司を務めていたのは、イギリス人のメーズ (Sir F. Mease) である。このように海関は中国内外において重要な意味を持っていたがゆえ

に、「満洲国」（以下括弧省略）が成立し、哈爾濱や愛琿などいくつかの海関が満洲国の領域内に収められると、それらや日本が中国から租借した関東州内に位置する大連海関をめぐり、債務償還に充てられるべき関税収入は満洲から上海に送金され続けるのか、満洲の海関は維持されるのかが国際的な注目を集めた。先行研究によれば、日本は二つの案を示した。第一案は満洲における海関の組織はそのまま存置するが、満洲国が大連など全海関における外債担保分以外の関税収入を抑制するのを、総税務司は黙認するというもの、第二案は第一案が達成されないとき、大連以外の諸海関は全部満洲国が実力で接収し、接収諸海関の税収中外債担保分は大連海関における関税剰余から差し引くという構想である。このときイギリスが日本に対して、妥協的とも言える方針をとったことはよく知られる。例えば、一九三二年三月三十一日サイモン英国外相は第二案に対して実質的な賛意を示す書簡をステイムソン国務長官に送っており、このように中国の満洲における主権を否定し、外債償還を主軸とする海関行政の統一維持のみを優先さ

せようとするイギリスの姿勢に、宋子文財政部長は強い不満を抱くことになる。以上の満洲各地海関と大連海関をめぐる問題は、福本順三郎税務司がメーズ総税務司からの送金命令を拒否し、メーズが宋子文財政部長の許可を得たとして一九三二年六月二四日に福本を「重大なる服務紀律違反」で罷免したことにより急展開をみせた。大連海関は満洲国税関としての業務を開始し、同月二七日前後から満洲各海関の接収が、外国人税務司たちの抵抗のもとに強行された。さらに日本は、日本の満洲国承認によって関東州租借の相手国が中国から満洲国に変わるといふ論理のもとで、九月一五日大連海関の接収を正当化し、メーズによって罷免された福本を大連税関長に任命している。<sup>(3)</sup>このとき税務司という呼称も日本語式の税関長に変わった。

このような大連税務司の罷免と満洲国による海関接収という事態に強い危機感を抱いたのが、天津海関のイギリス人税務司マイヤーズ (W.R. Myers) だった。当時なお外国租界を抱えていた国際都市天津にあって、日中戦争初年に日本が華北海関への影響力の浸透を図ったとき、マイヤーズ税務司は「大連式」<sup>(4)</sup>の接収を回避することを念頭に、現地日本人勢力との交渉に臨むことになる。最終的に天津海関は、一九三七年一月二四日「中華民國臨時政府」によって接収されるが、本稿では日中戦争の始まりから同政府による接収前までの時期を対象とし、天津・秦皇島の関税収入をめぐる、日本人・イギリス人・中国人の間で繰り広げられた駆け引きを検討したい。

一九四一年末まで、日中戦争は宣戦布告を伴わなかったため、日本は中国における占領地をどれほど拡大させようとも、法理上は敵性財産を接収し軍政を施行することはできなかった。日本には海関を接収する権利はなかったと言える。しかし、日本にとって海関はあくまで

南京国民政府の機関であり、それを日本軍の後方に存置させておくのには強い抵抗感があった。海関を通して外国租界内の「不逞分子」に武器弾薬が渡される可能性があるし、軍費に利用される恐れのある税収の南送を防ぐのは当然であるとも考えられていた。<sup>(5)</sup>一方海関に勤務する外国人職員にとって、海関とは「或程度ニ支那政府ヨリ独立シ居ル国際機関」<sup>(6)</sup>だった。そして、「中国における内債・外債の防壁」であり、「中国における門戸開放の象徴」でもあった「海関の統一」(中国語では「海関行政的完整」、英語では「the integrity of the Chinese Maritime Customs」と表記される)を維持する使命を、彼らは強く意識していた。<sup>(7)</sup>日本が実質的な占領地行政を華北で円滑に行うためには天津海関の再編は必要だったが、それは国民政府財政部が形式上管轄する国際組織への介入を意味していたのである。一方で歴代の総税務司を単独で輩出し続けるなど海関ととりわけ深い関係を持っていたイギリスは、当初日本に海関を接収する法的権限がないことを認識しながらも、実際に日本が接収に乗り出したとき、それを阻止することはできないだろうとも考えていた。<sup>(8)</sup>そしてメーズ自身も、「委曲求全」(不満を我慢してまで事をまるくおさめようとする)の立場で日本による中国支配の拡大に、柔軟に対応する構え<sup>(9)</sup>だった。日本とイギリス、そして海関職員は、互いに交渉の決着点を探り合うことになる。日本とイギリスが日中戦争期にいかなる海関制度の再編へ踏み切ったのかについては、先行研究の蓄積がある。ここでは、日中戦争初年の天津海関をめぐる問題に的を絞り、先行研究の成果とその限界を指摘したい。先述したように、日中戦争が始まって一九四一年末まで法理上は日本に海関を接収する権限はなかったが、この特殊な期間に焦点をあてて海関側の時局への対応を検討したが、ニコラス・クリ

フォード氏 (Z. R. Clifford) である。<sup>(10)</sup> クリフォード氏はメーズ総税務司の文書やイギリス・アメリカの外交史料を用いつつ、イギリス人であり、中国の外国人官吏であり、海関という国際機関を束ねる立場にあったメーズ総税務司の苦悩を浮き彫りにした。戦時期にメーズがとった対応についてクリフォード氏は、総じてメーズは些末な事項のみ日本に譲歩したのであり、彼のそのような態度は日本の中国侵略を幾分か遅らせることになったと評価する傾向にある。かかる文脈のもと、日中戦争初年の天津海関をめぐる問題については、日本軍の圧力を受けたマイヤーズ税務司が外債担保分の送金を一時的に停止するという「越権」行為に走ったことが強調される。メーズは他策がないためマイヤーズの行動を承認したものの、個人的にはマイヤーズの行動に嫌悪感を示し「悪しき先例」を作ることになってしまったと考えたという。クリフォード氏の論考は極めて実証的であり、本稿も氏が描いたメーズ像に負うところが大きい。しかし、同氏の研究から半世紀が経とうとしているいま、新たに多くの史料が閲覧可能となっていることは指摘されなければならないだろう。例えば、同氏の研究では限定的にしか利用されていないイギリス外務省文書が全面的な公開に至り、ホール・パッチ (E. L. Hall Patch)<sup>(11)</sup> 大使館付財政顧問や、ハウ (R. G. Howe) 駐華代理大使、アフレック (J. R. Atleck) 駐天津総領事など、中国で活動したイギリス人の動きが多面的に把握できるようになった。また、当時はアクセスが困難だった中国や日本側の史料も、閲覧できるようになった。本稿ではそれらの史料を用い、交渉の過程をより多面的に描くことを目標とする。そして、クリフォード氏の考察がメーズを中心としたものであるのに対して、本稿ではマイヤーズの側に焦点をあて、「越権」行為の意味を考えたい。

中国側の動向を窺える史料としては、第二歴史檔案館 (南京) に所蔵されている海関檔案がある。<sup>(12)</sup> 中国語圏における戦時期の海関をめぐる研究は、主として同史料に依拠しつつ積み重ねられてきた。それらは概して、当時の武漢国民政府が華北の主権をあくまで守ろうとしたのに対し、メーズ総税務司やマイヤーズ税務司などイギリス人は外債の償還を優先して日本と結託したと論じる傾向にある。<sup>(13)</sup> その根拠としては、総税務司を管轄する立場にある財政部関務署とメーズとのやりとりに関する史料などに依拠し、天津海関をめぐる交渉で日本側の提案を受諾するようメーズがたびたび国民政府側に迫っていた事実が重視される。<sup>(14)</sup> メーズと関務署の間のやりとりを明らかにする海関檔案の史料の価値は高いが、同檔案一辺倒ではなく他の史料群との間で相対的に理解する点では、考察の余地が十分に残されていると言える。

他方日本側の史料の活用については、必ずしも進んでいない状況にある。日中戦争初年の天津海関を扱う研究自体が比較的手薄であるなか、宋芳芳氏は陸軍省大日記など陸軍関係の史料をもとに、日本陸軍の対華北海関政策が「間接管理」にあったことを指摘し、華北海関の関税収入の扱いや税率改定の過程を整理した。<sup>(15)</sup> 宋氏の観点は、日本の対華北海関政策の基本姿勢を説明することであり、海関接収に乗り出すようにする陸軍出先と、それを制御しようとする陸軍中央のやりとりは興味深い。本稿では宋氏が着目したような陸軍内の差異を踏まえつつも、日本外務省の史料を活用し、実際に海関側と交渉にあたった堀内干城駐天津総領事の動きも見ていきたい。

以上の先行研究を踏まえると、日中戦争初年の天津海関をめぐる研究は、メーズ総税務司の日中戦争への対応、イギリス帝国主義と日本帝国主義が見せた連携、日本の対天津海関政策という各研究者の関心

からアプローチされ、交渉の当事者だったマイヤーズ税務司と堀内総領事への注目がなおざりにされる傾向にあったと言える。本稿では両者がおかれた外圧の構造を踏まえつつ、天津海関をめぐる交渉過程とその内幕に迫りたい。このような視点に立つことで、マイヤーズが一九三七年一〇月にとった「越権行為」の意味、そして陸軍中央とは必ずしも同一の意見をもっていなかった陸軍出先の見解が、どのようにしてマイヤーズと堀内の交渉に影響を与えていたのかに接近できると思われる。

第二次上海事変を経て海関行政の大本である上海が日本の手に落ちようとしていたとき、一九三七年一月から上海で、翌年には東京で海関の取り扱いをめぐる日英交渉が開かれ、五月には日英関税協定が締結されるに至る。本稿が対象とする天津の事例は、直後に問題となる上海の海関をめぐる交渉でもたびたび引照されることとなる<sup>(16)</sup>。海関をめぐる外交交渉本格化の前史として、本稿では天津における関税収入と債務償還を例に考察したい<sup>(17)</sup>。

## 第一章 天津海関への日本案の提示

ここで、当時天津での関税収入がいかに取り扱われていたのか確認しておこう。一九三二年以来中国全土の関税収入は、まず上海の中央銀行に集められ（これは保管銀行“Custodian Bank”と呼ばれる）、外債担保分はそこから香港上海銀行に送金されていた。この制度のもと、天津においては中央銀行員が納税者から直接関税を收受し、まず中央銀行に送金していた。しかし日中戦争が始まると、徴税自体は従来通り中央銀行によって行われていたものの、関税収入は暫定的措置とし

て香港上海銀行に預金され、中央銀行への送金は行われていない状況にあった<sup>(18)</sup>。

日中戦争期の天津海関の扱いについて、現地陸軍の管理案をもとに作成され、陸軍中央や外務省本省の了解も得た提案が、八月二八日に堀内総領事からマイヤーズ税務司に伝えられた。ここでは特に天津・秦皇島の関税収入について、①外債担保分は送金すること、②外債担保分以外は事変が終わるまで送金しないが、それらを接收することはせず、例えば日本側銀行に預金することが提案された<sup>(20)</sup>。ここで注意すべきは、内債担保分の送金が盛り込まれていないことと、外債担保分を除く関税収入を預け入れる日本側銀行として想定されているのが横浜正金銀行となっていることである。堀内もこの案を「リーゾナブル<sup>(21)</sup>」だと認識してはいた。しかし、このとき堀内は現地軍の「極メテ切<sup>(21)</sup>」な海関再編の要求にさらされ続けていた。例えば「軍ニ於イテ直接管理スルハ不可ナリ」という外務省本省の方針が表明された際には、これでは治安維持会による海関接収を引き起こす虞もあるので、外交機関によって海関側を説得することがまず不可欠であると訴えている<sup>(22)</sup>。さらに、華北の海関が当時ほとんど機能不全であったことも、堀内に軍の意向をくみ取り、対海関政策を速やかに講じる必要性を認識させる一因となっていた。具体的には、冀東貿易に類する密貿易の計画が持ち上がっていたほか、塘沽では海関出張所が事実上活動しておらず無断通関自由となっており、天津でも第三特区辺りに自由に陸揚げできる状態だったという。さらに堀内は、「責任ある軍係官」がイギリス・フランス租界以外における海関の活動を停止させるために、塘沽海関出張所付近で発砲して海関職員を逃亡させようとする計画の存在さえも、耳にしていた<sup>(23)</sup>。かかる状態については、八月二二日に陸軍出

先が中央に宛てた電報中にも「海関現在ノ状況ハ殆ド其機能ヲ失墜シアリ。之カ為、密輸出入盛ニ行ハレントスル氣配アル」という表現が見られる。このような海関制度の崩壊に近い状況を前に堀内総領事は、「海関管理ノ軍側希望ニ何トカ色ヲ着ケテ海関ヲ「ファンクション」セシムルニアラサレハ天津ニ無海関（商業的ニハ無政府的）状況ニ陥ラシムル惧<sup>(25)</sup>」を痛感していたのである。

このような焦燥感は、堀内総領事だけが抱いていたものではなかった。マイヤーズ税務司も華北における状況を深く憂慮していた。九月一〇日マイヤーズとアフレック駐天津イギリス総領事は、日本側からの提案を受けて、日本領事館を訪れた。そこでマイヤーズは「何トカ日本側トノ関係ヲ調整シテ当地ノ商業ヲ恢復」させるために、日本から求められていた海関監督の任命については要求を受け入れるが、関税収入の扱いについては自分の権限内で回答するのが困難だと述べた。特に、関税収入を日本側銀行に預け入れることは保管銀行の変更に変わり、外交上の手続きを要することになるからである。ここでマイヤーズは対案を提示した。それは、日本人が納める関税については全額横浜正金銀行に預け、海関側はこれを出金できないことにする代わりに、それ以外については従来通り香港上海銀行に預け入れて、そこから海関経費を支出し、外債担保分の送金も可とする案だった<sup>(27)</sup>。しかし、堀内は否と答える。日本側は外債担保分以外を上海に送金しないという原則を重視しており、その確証を得るため全関税収入はまず日本側銀行へ預け入れるよう希望しているので、マイヤーズの案は応諾困難であると突き返した<sup>(28)</sup>。

マイヤーズは九月一四日、再び堀内のもとを訪れる。そして、関税収入のすべてを日本側銀行に預金し、その中から海関経費および日本

側の同意を得たうえで外債担保分のみを引出す旨を建て前とすることを、まだメーズ総税務司の正式な承認は得ていないものの、内意として受諾した。さらに、マイヤーズは外債負担部分を引き出して送金するつもりは当分ないという意向も示した。そして、現在香港上海銀行に預けている過去の税収約百万ドルについては、そのままにするよう要望した<sup>(29)</sup>。このようにマイヤーズは、天津の関税収入の取り扱いをめぐる日本案を内々に受け入れた。

八月二八日の日本側の提案は、翌々日マイヤーズ税務司からメーズ総税務司に伝えられている。マイヤーズは関税収入の扱いを含む日本側の要求を伝えたくて、日本案を受諾すれば、日本は海関の機関に変更は加えず、関税収入を保護し、密貿易を防止し、関税率の変更も行わないが、これを拒否すれば海関は日本によって接収されることになる<sup>(30)</sup>と警告した。同日メーズは関務署を訪れた。そして国民政府に日本案を受け入れるよう要請している<sup>(31)</sup>。関務署からの返答は翌月一日にあった。そこでは次のように述べられ、日本側の提案の受け入れを拒否している。すなわち、これらの要求は国家の主権を損なうものである。日本は非合法に我が国の海岸を封鎖した後、海関巡視船に攻撃を加え、明らかに海関行政に干渉してきた。海関収入は内債・外債と賠償金の償還に関わるもので、これに関する総税務司の責任は重大である。国家の主権と海関行政の統一を損なわない範囲で、その維持に力を尽くすべきである。もし執務を行えなくなったら、その海関の閉鎖を宣言し、近くに別の海関を開き、徴税するべきである、と。日本側の要求と、国民政府の立場の隔たりは大きかったと言える。

このような関務署からの回答を経て、九月二三日メーズ総税務司から交渉方針がマイヤーズ税務司に伝達された。日本側銀行への関税収

入の預け入れについて関務署を説得できなかったメーズは、中国全土の関税収入は中立的な非日本系銀行に預けるべきであること、外債と内債の償還に充てられるべき天津・秦皇島関税収入を送金すること等を指示した。<sup>(33)</sup>ここで注目すべきは天津・秦皇島はもとより中国全土の海関における関税収入の日本系銀行への預け入れを否定していること、天津・秦皇島の海関からは外債のみならず内債担保分も送金されるべきであるとしていることである。このときメーズは、内債も中国の貨幣システムの主要な基盤なのだ、日本側に主張するようにマイヤーズに指示している。

しかし、天津はかかる方針を実現できる状況にはなかった。九月二八日ハーバート天津総領事代理は、イギリス外務省に次のように訴えている。堀内総領事は現地軍の急進的な行動をなんとか阻止している状況で、もしいま日本の要求を飲まなければ華北の海関は切り離すという日本軍部の発言を、マイヤーズは耳にしている。海関は敵の領域内にあり、われわれは未来について交渉できる立場にはないのだ、と。<sup>(34)</sup>

一方でメーズ総税務司は、国民政府の了解を得られない以上日本側の要求を受諾できない立場にあった。メーズはホール・パッチ大使館付財政顧問と共に、日本との交渉に際してマイヤーズ税務司に自由裁量の権限を与えられないか模索する。彼らは国民政府要人と接触し、彼らの説得を試みた。九月二四日にホール・パッチが宋子文と会談した際、<sup>(35)</sup>そしてその翌々日メーズとホール・パッチが、宋子文・徐堪財政部政務次長兼錢幣司司長・孔令侃（孔祥熙財政部長の息子で代理）・鄭萊関務署署長と会談した際、<sup>(36)</sup>マイヤーズへのフリーハンドの授与を中国側に求めている。しかし、その要求は容れられなかった。<sup>(37)</sup>そのためメーズは、マイヤーズにこれ以上の日本との交渉は無理であ

ると訴えられても、あくまで日本の要求は飲めないと回答するのみであった。<sup>(38)</sup>

このような回答を繰り返す裏でメーズは、日本側は横浜正金銀行以外の銀行に預金する案は受け入れないというマイヤーズからの情報を、関務署に伝えた。<sup>(39)</sup>そして、関務署に対して日本側の要求を受け入れるよう要請している。<sup>(40)</sup>同じとき、ホール・パッチ大使館付財政顧問も動いていた。一月七日徐堪財政部次長に対して「中国政府は日本側が示した条件に同意し、マイヤーズにできる限り最善の決着をつけるように指示を出すよう決定を下さなくてはならない。さもなければ華北の海関は失われることになり、中国の信用 (Chinese credit) に悲惨な結果がもたらされるだろう」と強く迫った。このとき徐堪次長は、決断は蒋介石が下すと回答しており、<sup>(41)</sup>続いてホール・パッチは蒋介石に書簡を宛てている。そこでは、「天津からの情報によると状況は妥協を許さないもので、不愉快なものであることは認めるが彼らの提示する条件のもとコントロールを維持し続けるか、すべてを失うか、いま問題はどちらかである」と、日本側の要求の受け入れを求めた。そして、決断は中国政府が下すものではあるとしながらも、海関は中国の外債の基盤であり、海関は維持されなければならないのだと念を押した。<sup>(42)</sup>

このとき天津のマイヤーズ税務司は焦燥を強めていた。日本案の正式な諾否を、速やかに回答するよう日本側から求められていたからである。一〇月六日堀内総領事は代理人をマイヤーズの元に派遣し、数日中に提案を受け入れるか受け入れないか明確な回答をするように求めた。そして、これ以上事態を遷延させるならば交渉は打ち切りにし「日本側ハ独自ノ見解ニテ処理スル外ナキ」旨を伝えた。<sup>(43)</sup>このような

日本側からの圧力のもとで、翌七日マイヤーズはメーズ総稅務司に対して、同月一〇日までに回答がない場合はメーズの承諾があったものと了解し、自らが最善と信じる行動をとるのでそれを許してほしいと願い出る。<sup>(44)</sup> ハウ駐華臨時大使はマイヤーズが単独行動をとる可能性があることに強い懸念を示し、<sup>(45)</sup> そのような行動はとらないようメーズもマイヤーズにくぎを刺した。<sup>(46)</sup> メーズは国民政府、とくに蔣介石の承認を得ることを重視しており、<sup>(47)</sup> それまではマイヤーズに九月二三日の交渉方針以上の指示が出せなかったのである。結局マイヤーズがメーズに求めた期日までに、回答は得られなかった。

## 第二章 対案の提示

天津海関をめぐる交渉にあたり、海関行政に深い利害關係を持つイギリスはどのような態度をとっていたのだろうか。九月一〇日、イギリス外務省は国民政府外交部あてに要望を送った。このときイギリス外務省は、海関行政の崩壊を防ぐために、すべての稅收を中立的な銀行に預けること、同行はその稅收を債務の返済にあてることを求めている。<sup>(48)</sup> すなわち、中央銀行から「中立的な銀行」への保管銀行の変更を提議したのである。

イギリスにとって海関とはいかなる存在だったのだろうか。外務官僚が残した覚書には次のように記されている。「中国海関行政の維持は、英国の対中政策において重要な事項とみなされてきた。なぜならば、合法的な貿易を能率的で誠実な海関行政なくして行うのは困難であり、海関収入は英国人の公債所有者が深く関与している中国の信用 (Chinese credit) の支柱であり続けてきたからである。したがって、

現在の危機を前に、われわれの第一の目標は海関行政を崩壊や日本軍による接収から守ること、第二の目標は外債が償還され続けるように手配することである。内債が償還され続けるならばより望ましいが、日本がこの点に同意する望みはない。<sup>(49)</sup> このようにイギリスは、合法的な貿易とクレジットの維持のため、債務の返済についてまず外債担保分の送金を優先的に考えていた。

以上のイギリスの立場が反映された対案が、一〇月一三日日本外務省にもちかけられた。それは、天津における日本とイギリスの総領事の協議、南京におけるホール・パッチ財政顧問、ハウ代理大使と王寵惠外交部長の日本側提案に関する協議を総合したものだとして、クレーギー駐日イギリス大使によって堀内謙介外務次官に伝えられた。そこでは關稅收入の扱いについては、次のように提議されていた。<sup>(50)</sup> ① 現在海関の全關稅收入は中央銀行に預金されているが、事変中の暫定的な方法として第三国の銀行に対し保管銀行として稅收を受け取る權限を、中国政府は中央銀行に与える。ここでいう關稅收入とは天津と秦皇島分を含む。② 天津と秦皇島で集められた關稅收入については、保管銀行が他の銀行に預託することも許可される。③ 他の銀行に預けた關稅收入については、天津と秦皇島に課されている外債担保分と、海關經費が、現金で引き出される。以上の提案のポイントは、日中戦争中暫定的に保管銀行としての權限を、中央銀行から香港上海銀行に渡すこと、天津と秦皇島海關收入について、香港上海銀行を通して他の銀行、すなわち横浜正金銀行へ預金する道が示されたこと、横浜正金銀行からの送金に内債担保分が含まれていないことである。ここで内債担保分を含まないとする案を出せた背景には、王寵惠外交部長の尽力があった。<sup>(51)</sup> ただ、同案はまだ蔣介石や孔祥熙財政部長の同意を

得ていなかったため、以後メイズ総稅務司やホール・パッチは彼らの説得にも奔走することとなる。

ここで提示された案の内容については、天津の日本總領事館は一月九日の段階で、駐華イギリス大使館からの情報としてつかんでいた。一〇月二日、喜多誠一天津特務機関長と堀内總領事が同案について話し合った。会談の内容を具体的に見ておこう。堀内は、海関の即時接収がすでに悪化している国際關係の悪化に拍車をかけるのは明らかであり、この対案の修正によって日本側の目的を達成することはできるのだから、速やかに措置を講じて中国側の宣伝に乗じるような隙を与えないことが肝要だと説いた。しかし喜多は、対案の受け入れに否定的だった。対天津海関工作は開始から二か月前が経過したにも関わらず思うように進んでいないため、更なる先延ばしは困難であり、対案はイギリスの本件に対する介入を誘致する性質があるから、この案で軍内部をまとめるのは困難であると主張した。喜多はあくまで日本案への諾否の回答を求め、海関側が応じないときは接収に踏み切るより他なしと強気な態度を見せている。現地陸軍にとっては、天津と秦皇島の関稅收入も一括してまず香港上海銀行に預け入れられる点も、容認できなかつた。<sup>(53)</sup>このような喜多の姿勢を前に堀内は、従来からの天津における軍との關係に鑑みると、本件について軍側と協調を保つことは今後の問題処理上不可欠であるため、日本案に対して海関からの返事を至急取り付けるよう努力するより他なしとの結論に至つた。<sup>(54)</sup>

喜多特務機関長と歩調を合わせることを選んだ堀内總領事だったが、堀内自身は提示された対案の受諾も可能であると考へていた。堀内は香港上海銀行が中央銀行の地位に取つてかわつても、さしたる影響はないだろうと推測していた。日本としては①稅收の全部がごまかされ

ずに日本側銀行に預金されること②預金を不必要に引き出されないようにすること、が大事だった。そして、①については、たとえ横浜正金銀行が保管銀行となつても、現在徵稅を担当している中央銀行員に代わつて横浜正金銀行員を担当者としなければ、たとえ横浜正金銀行への預金がなされても、海関側の徵稅手続きを信頼するしかないのだと考へた。さらにこの点をめぐつては、マイヤーズ稅務司が自らの権限で、海関の會計係を日本人に換へることができると言つていた。②については、対案が實現された場合の出金方法について、堀内は次のように聞いていた。すなわち、関稅收入は横浜正金銀行に開設された香港上海銀行の特別口座に入金され、稅務司が經費の支出を必要とするときには、香港上海銀行あての小切手を切り、香港上海銀行は同額を正金銀行における預金から引き出すことになる。外債担保分の送金をするときは、稅務司から香港上海銀行に送金を申込み、香港上海銀行は正金銀行から出金してそれを送金をするが、以上の小切手の発行や送金の申込みには稅務司の署名を必要とし、かつ稅務司があらかじめ日本側の同意を得ていることを証明できる場合のみ正金銀行から出金できた。以上を踏まえて堀内は、もし事実がマイヤーズの説明通りであれば、日本側の同意がなければ出金はできないことになるので、対案でも日本案でも實質は同じだろうと考へたのだつた。そして対案で中国の面子が保たれるならば、同案の受け入れも可能だと理解したのである。<sup>(55)</sup>しかし先述の通り、堀内の構想は實現をみなかつた。

なぜ現地陸軍はここまで強硬な態度で交渉に臨んでいたのだろうか。堀内總領事は次のように觀察している。当初現地陸軍は中央の意見を気兼ねして海関接収に「相当チミッド」だったが、青木一男対滿事務局長らの來津を通して現地陸軍は陸軍省の強硬姿勢を確認し、急速



に態度を硬化させていった。彼らは武力や便衣隊を用いて天津海関を強制的に接収しようとはしていないが、さしあたり塘沽や日本租界、特別区等に新海関を設置して現行の海関制度を骨抜きにすることを考えていたようである。<sup>(56)</sup>さらに現地陸軍は交渉への外国の介入を知り、外交当局に交渉を任せておくのでは対外関係への配慮から接収せざるをえない状況になっても海関の接収に踏み切れなくなるのではないかと考え、交渉は速やかに決裂させるべきだと認識するに至った<sup>(57)</sup>。陸軍省は八月段階で海関の接収には否定的だったが、陸軍省が即時接収を不可とする明確な指示を出して現地軍を統制することは、一〇月中旬段階でも行っていない。<sup>(58)</sup>このような陸軍省の対応も、現地陸軍の行動に一定程度の自由を与えることになったのである。

一〇月一五日マイヤーズ税務司は堀内総領事と会談した。このとき一三日に日本側に伝えた対案で日本側との話し合いをまとめても差し支えないという訓令がメーズ総税務司から届いたことをマイヤーズは伝えたが、堀内は対案の受け入れに否定的な態度を示した。そして、対案は日本案の代換を装いつつもそれを骨抜きにするトリックであり、本件について外国側の介入までも明らかにしたと指摘し、あくまで日本案の受諾の回答をするようマイヤーズに要請した。<sup>(60)</sup>一七日マイヤーズはメーズに対して、横浜正金銀行に関税収入を直接預け入れることでしか、日本側との合意には至れないことを訴えた。海関は維持されるか崩壊されるかという問題に直面しており、崩壊から海関を救う方法はただ一つだとして、天津と秦皇島の関税収入を横浜正金銀行への預け入れるよう迫った。<sup>(61)</sup>一七日、メーズは関税署に、唯一の解決策はマイヤーズに全権を与えて、問題を局地的に解決させることだと主張した。<sup>(62)</sup>一八日にメーズは再び関税署に対して、日本側の要求を飲

み横浜正金銀行に直接的に預金するのを認めるよう要請している。<sup>(63)</sup>しかし関税署は、香港上海銀行に預託させるのが最終的な譲歩だと回答するだけだった。<sup>(64)</sup>

このときハウ駐華イギリス代理大使も、中国側の説得を試みていた。一〇月一七日には王寵惠外交部長と会談している。この席でハウは、唯一の方法は「マイヤーズ税務司に拘束性のない指示を与え、彼が最善だと考える通りに行動させること」だと訴えた。同月一三日に日本側に示した対案の作成にも関わっていた王外交部長だが、ここでついにマイヤーズへのフリーハンドの授与に同意するに至る。<sup>(65)</sup>この翌々日、ハウは孔祥熙財政部長とも面会し、大連海関喪失をめぐる例に言及しつつ、一三日に日本側に示した対案で日本側と交渉すること、マイヤーズにフリーハンドを与えることを許可するよう要請した。孔財政部長はしぶしぶ一三日の対案のラインで交渉を進めることを承認したものの、マイヤーズへの自由裁量の件は断っている。だが同案がうまくいかなかった場合、内債が送金されるのを条件に、横浜正金銀行に直接的に預け入れることを認めた。同日ハウは蒋介石とも会談し、天津における緊迫した事態を説明した。蒋介石はここで、いかなる条件でも海関収入を横浜正金銀行に預け入れることは拒否したものの、一三日の対案自体へは拒絶を示さず、この点にハウは好感触を得た。<sup>(66)</sup>かかる中国側の反応は一〇月二〇日にマイヤーズに伝えられた。とくに、内債が送金されるならば、という条件付きではあったが、財政部長が横浜正金銀行への関税収入の直接的な預け入れを認めたことは大きかった。メーズはマイヤーズに対して、財政部長は一三日に日本に示した対案以上の譲歩は認められないという電報を送ったあと（引用史料中六七七番電）、以下を指示した。

“In case you fail to secure agreement on the lines of my telegram No. 677, and having regard to difficult position you are in, Minister has privately authorised as a final alternative that you may use your own discretion in depositing Tientsin and Chinwangtao customs revenue locally in a reliable bank of good standing but remittance of cost of collection destined for foreign and internal loans and indemnity and regular local obligations such as conservancy and quarantine are to be made therefrom as [due] if considered necessary by you, any balance remaining to be left to accumulate in the bank.” (傍線部、括弧は引用者、以下同様)

この電報の要点は、一三日に示した対案で日本と妥結できないならば、マイヤーズ税務司は天津と秦皇島の関税収入を横浜正金銀行に預けてもよいが、内債・外債の担保分と、海関経費は期日通りに支払われ、剰余分は同行に預金できるというものだった。しかしマイヤーズに送られた電文には括弧内の“due”の文字が欠落しており、電文の内容は極めて分かりにくくなっていた。マイヤーズはこのき下線部の「もしあなたに必要であると認められれば」を、下線部以前の語にかかっていると理解し、彼が必要と認めた場合のみ内債・外債の担保分を送金すれば良いのだと解釈したと見られる。<sup>68)</sup>

### 第三章 マイヤーズ税務司の決断

メーズ総税務司から送られたこの一〇月二〇日の指示を受けて、二日マイヤーズ税務司は代理人を堀内総領事のもとに派遣した。そして、関税収入については日本案の通り、日本側銀行に直接預け入れ、

外債担保分と海関経費のみを引き出すことにすることを伝えた。<sup>69)</sup> さらに公文により「本日天津及秦皇島税収入ニ関シ横浜正金銀行天津支店ニ預金口座ヲ開設シタルカ日支軍事行動中之等特定ノ税収入ハ引続キ同銀行ニ預入シ、右預金ノ引出ハ通常ノ承認セラレタル地方的経費ニ限り之ヲナシ、公債及債務償還ニ充テラルル部分ニ対スル処分ハ税務司ノ裁量ニ委ネラルルモ、現下ノ軍事行動ヨリ起ルヘキ諸問題ノ解決ヲ見ル迄ハ之カ引出シヲ為スノ意見ナキコト」を通知した。<sup>70)</sup> かくして、天津・秦皇島海関の関税収入の横浜正金銀行への預け入れは一〇月二五日に開始された。<sup>71)</sup>

このようなマイヤーズ税務司の決断を、日本側はいかに受け止めたのだろうか。陸軍出先はマイヤーズの回答が想定よりも遅かったことに苛立ちを隠していない。<sup>72)</sup> 一月五日に特務部長から陸軍次官に宛てられた報告では、ようやくマイヤーズが日本側提案の全てを承認すると通告してきたものの「本件ハ既ニ今日ノ状勢ニ適応セズ」と切り捨てている。そして、「海関ノ収入ヲ地方委員費用ニ流用シ得ル他、北支現時ノ経済状態ト、日満両国トノ関係ヨリ観テ、関稅定率ノ引き下げ、ナカンズク排日関稅ノ即時撤廢ヲ断行セシメ得サル限り、軍トシテハ直ニ之ヲ承認シ得サル所ナリ。但シ諸種ノ關係上シバラクコレヲ默認シ、サラニ第二段ノ工作ヲ進メルコトニシタイ」と述べた。<sup>73)</sup> ここで想定されている「諸種ノ關係上」の一つとしては、ブリュッセル会議の開催が挙げられるだろう。

また現地陸軍が、マイヤーズ税務司のようやく承認した日本案ではもはや不足だと考えている背景には、当時財政対策の一環として海関接収の必要性が切実なものとなっていたことも指摘できる。堀内総領事が本省に報告しているところによると、九月三〇日の段階で、①税

率を通減させる必要、②銀の南送を監視する必要、③海関収入の南送を阻止する必要、④経費と外債担保分を除く収入を現地政権の費用にあてる必要などのため、海関の接収の必要性が主張されているという。

②と③は現在の海関側との話し合いの結果達成することが可能で、①についてもいくつかの品目で暫定的に税率を引き下げるといことは将来海関側との話し合いにより実現できるだろうと見込まれる。しかし④については、現在の海関側との話し合いを打ち切って実力による接収の拳に出るか、目下の話し合いのラインで日本側銀行に積み立てる税収を治安維持会に融通させるような策を講じない限り、実現させることはできなかったのである。そのため「財政難ヲ感スル度毎ニ海関接収論カ台頭シ来ルハ不可避」という状態だった。<sup>(74)</sup>このような背景もあり、外務省も一〇月二九日の「天津及秦皇島海関処理方針」で、現地政権による華北海関接収を容認する方針をとった。すなわち「今後南京政府ニナシテ反省ノ色ナク之ヲ相手トシテ時局ヲ收拾スル見込ミガナイ状況ニ至ツタラ、時機オヨビ方法ニツキ対外関係ヲ考慮シタル上、支那側北支政権ヲシテ其ノ勢力範囲内ニ在ル各機関ヲ接収セシムルコトヲ考慮ス（此ノ場合帝国ハ右ニ何等関与セストノ建テ前ヲトル）」とされた。<sup>(75)</sup>

一〇月二二日にマイヤーズ税務司がとった行動を、メーズ総税務司はどのように受け止めたのだろうか。マイヤーズと日本の間で交わされた公文の内容は、二七日にメーズに報告された。そこでは、華北海関の業務は守られ、海関の統一は保持されるとされ、横浜正金銀行からの債務償還分の出金はあくまで税務司であるマイヤーズの指示でなされると強調されたうえで、しばらく出金は行うつもりがないことが伝えられた。同電報でマイヤーズは、華北の海関をめぐる状況の改善

ぶりも説明している。すなわち、現地では日本軍によって、天津に入港するすべての日本船は海関の取り締まりを受けること、貨物について通常の税を支払うことが指示されたという。<sup>(76)</sup>さらに十一月一日には、塘沽における海関のコントロールを再建すべく、職員が派遣されたことがメーズに報告された。これらの情報をもとに、華北においてすべては中国と海関に対してそれほど悪くない方向に進んでおり、通常の状況は直ちに再建されることになるだろうという印象をメーズは持つに至った。<sup>(77)</sup>

メーズはマイヤーズの行動をどのように国民政府側に説明したのだろうか。横浜正金銀行からの債務支払いのための出金については、税務司がすべての権限を保つものであることなどを指摘しつつ、メーズはマイヤーズのとった行動は不満足なものではないと関務署に伝えていた。しかしこのとき、マイヤーズが暫定的な出金の停止を宣言したことには触れていない。そして、マイヤーズは中国の権利と華北海関の統一を守るために最善をつくしたと、メーズは評価する。<sup>(78)</sup>

しかしメーズ総税務司はマイヤーズ税務司が一切の送金を一時的に停止するとしたことについて、日本案では外債担保分の送金を認めていることを考慮するとマイヤーズの言い分は不可解だと考えた。メーズが示した不快感については、クリフォード氏が指摘する通りである。<sup>(79)</sup>メーズはマイヤーズに対して、指示通り内債・外債担保分も送金することとするか、または送金が困難ならばすでに提示した対案のラインで再び交渉するよう要請する。<sup>(80)</sup>しかし、日本と国民政府の間で、送金できるのは外債担保分か、内債および外債担保分かで方針は平行線をたどっていたことを考慮すると、マイヤーズが一時的に一切の送金を停止するとした決断は、上海に送金できる債務の内容を曖昧にする効

果があったと言えないだろうか。

この送金をめぐる問題については、アフレック駐天津総領事がマイヤーズ税務司を擁護する姿勢を見た。一〇月二十九日アフレックはイギリス外務省に対して、香港上海銀行からあれ横浜正金銀行からあれ、天津からいま送金を試みようものなら、速やかに海関の接収を引き起こしてしまうのだと一〇月二十九日に訴えた。そして関税収入を無傷のままにしておくための方法は、他になかったのだと述べる。マイヤーズの判断により、関税収入は確保しておくことができるようになったことが強調された<sup>(81)</sup>。さらに一月六日アフレックは、マイヤーズが華北における中国海関行政の崩壊を救うための唯一の方法を以て、最も困難な状況に対処したことに満足していると、イギリス外務省に報告している。その上で、堀内総領事は繰り返し日本陸軍が海関収入を勝手に利用することはないと保証したことなどに言及し、マイヤーズは賢明にも一切送金をしないことにしたのだと彼の判断を評価した。日本の要求に背いて税収のすべてを失うことになるよりも、横浜正金銀行に預けておいた方が良い、というのがアフレックの理解だった<sup>(82)</sup>。

マイヤーズ税務司自身も一〇月三十一日、メーズ総税務司に対して次のように主張している。私は日本陸軍の言葉が至高の意味を持つ地域において、一人でぞっとするようなハンディキャップのもと闘っている。日本は対案への不支持を唱えており、かつ彼らは中国全土の関税を預ける保管銀行を変更しようとしていて、かつ彼らは中国全土の関税を預けるうえでマイヤーズは、本件の解決は総税務司の手に移ったと通告しても差し支えないかと聞いたが、メーズからは単に引き続き交渉すべしという回答だった<sup>(83)</sup>。

一月五日マイヤーズ税務司は堀内総領事のもとを訪れ、日中戦争

がはじまって以来上海に全く送金していないため非難の声が高くなっており、メーズ総税務司も非常に困っていることを訴えた。そして一〇月二二日に表明した横浜正金銀行の預金から内債・外債担保分をしばらく送金しないという趣旨は「絶対二変更セサル所存」だが、それ以前の八月・九月分の税収について、香港上海銀行への預金分から一〇万くらい二回ほど、八月・九月の外債負担分として送金することを願っていた。そうすれば多少なりとも非難を緩和することができ、今後マイヤーズが日本に対してなすべき協力も容易になるとも述べている。これに対して堀内総領事は、その際横浜正金銀行への預金分からは送金するわけではないから、マイヤーズの決定権で処理できるはずだと応じている。そして一月六日に二〇万ドルが上海に送金された<sup>(84)</sup>。

この香港上海銀行への預金分からの送金について、マイヤーズは一月一三日に再び領事館を訪問し、同行の預金から二〇万ドルを送金したところ、メーズより、こればかりの送金では困るので、ある程度の額を横浜正金銀行の預金分から送金するように厳命が届いたと説明した。そして、特別の恩典として、二〇万ドルくらいを横浜正金銀行から送金させてほしいと要請する。このとき堀内は帰朝中だったため総領事代理が応じたが、メーズが外債支払以外の関税剰余を確実に保管する等を保証しない限り、上海向けの送金を別途に考慮するわけにはいかないが、今月分の海関経費として例えば一二万ドルを横浜正金銀行から引出、これをかりに香港上海銀行経由で上海に送金し、月末にこの一二万ドルを香港上海銀行から引き出して経費に充てるくらいの方法であれば黙過しても差し支えないと述べた。しかし、堀内が不在であったため、話はこれ以上進展せず、その後はメーズから送金の督促は来なくなったという<sup>(85)</sup>。

## おわりに

ここまで、日中戦争のはじまりから「中華民国臨時政府」による接收までの期間における、天津海関の関税収入をめぐる交渉過程を見た。本過程では大きく分けて三つの案が交渉の俎上にのぼっていた。第一案は、外債担保分は送金するが、内債担保分を含むそれ以外は日中戦争終結まで送金せず、横浜正金銀行に預金するというものだった。これは、八月二八日に堀内総領事からマイヤーズ税務司に提示された。第二案は、まず海関の保管銀行の役を香港上海銀行に担わせ、天津と秦皇島の関税収入については、香港上海銀行から横浜正金銀行に預金すること、その預金分から外債担保分と海関経費が送金されるというものだった。第二案は、九月一三日に日本側に示された。マイヤーズは第一案の大枠を内々に受諾し、メーズ総税務司も第一案の受け入れで国民政府を説得しようとしたが、果たせなかった。横浜正金銀行への預金と、内債が送金の対象に含まれていないことが主たる難点だった。第二案は、保管銀行を第三国銀行、すなわち香港上海銀行に変更させ、外債担保分の送金を優先させようとするイギリスの意向を反映したものとなっていた。これに王寵惠外交部長は同意していた。蒋介石は明確な態度を示さなかったが、孔祥熙財政部長も最終的に賛意を示す。しかし、第二案は日本側に受け入れられなかった。メーズは同時に、横浜正金銀行への香港上海銀行を介さない直接的な預け入れについても、国民政府側を説得しようとしていたが、最終的に一〇月二〇日、内債担保分を送金の対象に含めるという条件で孔祥熙から第一案への了解を取り付けた。これが第三案である。しかし、第二案もし

くは第三案で日本側と交渉するようにマイヤーズに伝えた際の電報の文面は極めて分かりにくいもので、かつ両案で日本側を説得できる望みはなかった。このときマイヤーズはメーズの指示を、送金の時期について自らの判断で行ってよいと解釈し、第一案に盛り込まれた横浜正金銀行への直接的な預け入れと、送金の一時的な停止を日本側に公式に表明したのだった。外債の送金については第一案で日本は許可されていたし、海関経費の送金を認められていたが、ここでマイヤーズが一切の送金を停止することで、一時的にはあれ、送金の対象は外債担保分と海関経費なのか内債担保分も含むのかを曖昧にできたと言える。メーズ総税務司は、彼の意図に反して一切の送金を停止したマイヤーズに不快感を示すが、華北海関をめぐる状況は改善も見せ始め、部分的な外債担保分の送金も行われた。

次に、交渉において堀内総領事とマイヤーズ税務司が置かれていた立場についてまとめたい。堀内は、華北でほとんど機能不全に陥っていた海関をまえに、現地陸軍の要請を入れつつ、現海関制度の再編とそれによる海関機能の回復を図った。八月二八日の要求は堀内にとっても「リーゾナブル」と理解された。九月一五日に、香港上海銀行を経由して横浜正金銀行に預金する案が提示されたとき、堀内は中国側の面子も考慮し、この案の受け入れも可能ではないかと考えたが、海関問題処理の停滞と、諸外国による介入に苛立つ現地陸軍の受け入れるところとならず、堀内も日本案の受諾をマイヤーズに迫り続けた。あくまで陸軍出先との良好な関係の維持を堀内は重視し、彼らと歩調を合わせたのである。交渉の表舞台に現地陸軍は立たなかったが、堀内はいわば彼らの代弁者でもあった。一方でマイヤーズやアフレックは、堀内と現地陸軍の間の見解の相違も把握していた。<sup>86)</sup>

他方マイヤーズ税務司の念頭には、満洲における海関接収の事例があった。そのため、当初から「海関の統一」を害さない範囲であれば、日本の要求を受け入れる意思があった。彼が避けたかったのは天津税関が「大連式」の接収に遭うことだった。彼は非公式ながら、その意を日本側に伝えていた。これを踏まえて日本側は「税関長の首を保護する」戦略<sup>(47)</sup>で交渉に臨み、海関機能の不全という現状を突きつけて牽制することで、マイヤーズを妥協に追い込もうとしていたのだ<sup>(48)</sup>。九月一四日マイヤーズは日本側の提案を受け入れる内意を示した。アフレック総領事も日本とのこれ以上の交渉は無意味だと認識していた。日本が事実上の支配者として君臨する天津では、日本側要求の受諾しか道がなかったのである。マイヤーズが関税収入の横浜正金銀行への直接的な預け入れを公式に表明したとき、外債担保分と海関経費のみ引き出せることを確認しつつも、同時に一切の送金を一時的に停止したことは、第二案・第三案を超えた内容だという意味で「越権」行為だったかもしれないが、総税務司からの命令への違反をうまく回避するものだったと言える。大連において福本税務司がメーズ総税務司の指示に「違反」したことで解任された事例を目の当たりにしていたマイヤーズは、「大連式」の接収が再現されるのを阻止できたのである。一二月以降に始まる「中華民國臨時政府」という国際的に承認されていない「事実上の政府 (de facto Government)」による華北海関支配を、海関側はどこまで受け入れることになるのか、そして日本の支配が上海に及んだとき、メーズは満洲や天津の例を振り返りつつ、重慶政府と日本のはざままで海関という国際組織の長としていかなる決断を下していくことになるのかについては、別稿にて検討したい。

## 註

- (1) 久保亨『戦間期中国（自立への模索）―関税通貨政策と経済発展』（東京大学出版会、一九九九年）表六―二（一五五頁）・表六一―三（一五六頁）。関税収入が内債償還に果たした重要性については、岡本隆司「一九二〇年代中国の内債問題」『近代中国と海関』（名古屋大学出版会、一九九九年）ほか参照。
- (2) Howe to Foreign Office, 28<sup>th</sup> Dec. 1937, F 11682/220/10, FO 371 /20990. 筆者はマイクロフィルム版を香港大学図書館にて閲覧した。
- (3) 満洲国による海関接収問題については、副島圓照「満洲国」による中国海関の接収『人文学報』四七号（一九七九年）、白井勝美「満洲国」による中国海関接収経緯『外交史料館報』第九号（一九九六年）参照。
- (4) 時期は不明であるが、マイヤーズ税務司は守屋和郎参事官と会食の際に個人的意見として、「海関のインテグリティ」を害さない提案である限り、天津海関としてこれを応諾せざるを得ないだろうと考え、「大連式」の接収阻止を希望する旨を伝えている。堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二日、外務省編『日本外交文書』日中戦争第二冊（二〇一一年）一二九七頁。以下同書を『日外』と略す。
- (5) 堀内干城駐天津総領事から広田弘毅外相あて電報、一九三七年八月二二日、『日外』一二九八頁。
- (6) このことを八月一九日川越茂駐華大使に総税務司署のカボン (J.H. Cubbon) が語っている。岡本駐上海総領事より広田外相あて電報、一九三七年八月一九日、『日外』一二九五―一二九六頁。

- (7) Draft, 24<sup>th</sup> Mar. 1938, Inspector General's Personal Correspondence, Maze Collection, SOAS Library, University of London, UK.
- (8) Minute, Embassy Offices, Shanghai to FO, 11<sup>th</sup> Nov. 1937, F 8713/220/10, FO 371/20989.
- (9) 張耀華編著『旧中国海関歴史図説』（中国海関出版社、二〇〇五年）一九七頁。
- (10) Nicholas R. Clifford "Sir Frederick Maze and the Chinese Maritime Customs, 1937-1941", *The Journal of Modern History*, Vol. 37, No. 1, 1965.
- (11) なお、ホール・パッチは一九二〇年代からリース・ロスと親密な関係にあった。一九三五年のリース・ロス・ロスマッションの際に中国を訪れ、大使館付財政顧問の地位に就いている。
- (12) その一部は中国近代経済史資料叢刊編纂委員会主編『一九三八年英日関於中国海関問題的非法協定』（中華書局、一九八三年）として編纂されてゐるほか、マイクروفイルム（China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second Historical Archives of China, Nanjing）にもなつてゐる。
- (13) 例えば、呉亜敏「論「七・七」事変後至太平洋戦争爆發前日本对中国海関行政的侵奪」呉倫寛霞ほか編『中国海関史論文集』（香港中文大学崇基学院出版、一九九七年）、崔祿春「抗戦初期日本劫奪華北海関稅款管理權述論」『歴史教学』第二期（一九九七年）、邱霖「論一九三八年海関協定和英日在華衝突」『南京建築工程学院学報』第一期（二〇〇一年）など。
- (14) 例えば、陳詩啓『中国近代海関史：民国部分』（人民出版社、一九九九年）四一四～四一八頁。
- (15) 宋芳芳「日中全面戦争期における日本の中国海関支配政策と実施」『環東アジア研究センター年報』七巻（二〇一二年）。
- (16) なお、天津だけでなく東京でも天津海関問題の交渉を行うことにイギリスは意欲的だったが、日本側は交渉を東京に持ち込むことに否定的だった。外務省編『外務省執務報告東亜局』第一冊（クレス出版、一九九三年）六〇二頁。
- (17) なお両海関から送金される債務償還分は、一九三〇年代前半中国（満州を除く）の内外債償還に充てられる全額の平均約一二％を占めていた。Embassy Offices, Shanghai to FO, 22<sup>nd</sup> Oct. 1937, F 8383/220/10, FO 371/20989.
- (18) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報（別電）、一九三七年一月一二日、『日外』一三二〇頁。
- (19) 支那駐屯軍参謀長より陸軍次官あて、支参三電第三九九号、八月二二日、次官より支那駐屯軍参謀長あて、八月二四日、支参第三七四号、ともにJACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C 04120011800「陸支密大日記」（防衛省防衛研究所）。
- (20) そのほか、日本人職員を増やすことや、治安維持会（北平に設置された行政組織）が任命する海関監督を承認することなどが求められた。堀内駐天津総領事から広田外相あて電報および別電、一九三七年八月二二日、『日外』一二九七～一二九八頁。
- (21) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二日、『日外』一二九七頁。
- (22) 堀内天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年八月二二日、『日外』一二九八頁。
- (23) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二

- 日、『日外』一二九九頁。
- (24) 支那駐屯軍參謀長より陸軍次官あて、支參三電第三九九号、八月二二日、JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. C 04120011800 「陸支密大日記」(防衛省防衛研究所)。
- (25) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年八月二二日、『日外』一二九九頁。
- (26) 以後次のような経緯を辿る。十一月一日に治安維持会連合会が温世珍を新たな海関監督に任命したが、これに対して前任者の孫維東が抵抗を見せる。同月下旬にメーズ総税務司は海関監督の任命は税務司の自由裁量に任せると表明し、温世珍は正式に海関監督に就任した。前掲『外務省執務報告東亜局』六〇一〜六〇二頁。
- (27) 同前五八三〜五八四頁。
- (28) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年九月一日、『日外』一三〇一頁。
- (29) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年九月五日、『日外』一三〇一〜一三〇二頁。
- (30) 陳詩啓前掲書、四一四頁。
- (31) 同前。
- (32) 関務署からメーズあて電報、一九三七年九月十五日、『一九三八年英日關於中国海関問題的非法協定』(中華書局、一九八三年)六頁。
- (33) Embassy Offices, Shanghai to FO, 24<sup>th</sup> Sep. 1937, F 6981/220/10, FO 371/20989.
- (34) Herbert to FO, 28<sup>th</sup> Sep. 1937, F 7223/220/10, FO 371/20989.
- (35) Embassy Offices, Shanghai to FO, 24<sup>th</sup> Sep. 1937, F 7124/220/10, FO 371/20989.
- (36) Embassy Offices, Shanghai to FO, 26<sup>th</sup> Sep. 1937, F 7094/220/10, FO 371/20989.
- (37) この背景として、蔣介石や孔祥熙の同意がなかったことはもちろん、マイヤーズが最近天津総領事との関係を密にしており「親日的」ではないかという疑いが持たれていた点もあった。Embassy Offices, Shanghai to FO, 26<sup>th</sup> Sep. 1937, F 7094/220/10, FO 371/20989.
- (38) Embassy Offices, Shanghai to FO, 4<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7416/220/10, FO 371/20989.
- (39) Maze to Loy Chang, 4<sup>th</sup> Oct. 1937, KWS-20/4, China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second Historical Archives of China, Nanjing, Part 4, Reel 212. 筆者は本マイクロフィルムを京都大学経済学部図書館で閲覧した。
- (40) 陳詩啓前掲書、四一六頁。
- (41) Howe to FO, 7<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7690/220/10, FO 371/20989.
- (42) Howe to FO, 8<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7691/220/10, FO 371/20989.
- (43) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一〇月一日、『日外』一三〇七頁。
- (44) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一〇月一日、『日外』一三〇九頁。
- (45) Howe to FO, 8<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7602/220/10, FO 371/20989.
- (46) Maze to Loy Chang, 9<sup>th</sup> Oct. 1937, KWS-20/12, China and the West: the Maritime Customs Service Archive from the Second



Historical Archives of China, Nanjing, Part 4, Reel 212<sup>2</sup> 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報 一九三七年一月二日、『日外』一三〇九頁。

(47) Embassy Offices, Shanghai to FO, 9<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7674/220/10, FO 371/20989.

(48) Sir Hughe Knatchbull-Hugessen to FO, 18<sup>th</sup> Sep. 1937, F 8887/220/10, FO 371/20989. なお、駐華イギリス大使や同フランス大使は本国に対して、香港上海銀行を保管銀行とする案を支持するよう求めた。The Ambassador in China (Johnson) to the Secretary of State, 8<sup>th</sup> Sep. 1937, U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States*, Diplomatic Papers 1937, Volume III The Far East, [hereafter FRUS] Washington, D.C., United States Government Printing Office, 1954, p.861.

(49) Memorandum by FO, enclosed in Embassy Offices, Shanghai to FO, 17<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9713/220/10, FO 371/20989.

(50) 前掲『外務省執務報告東亜局』五八八～五九〇頁。

(51) Howe to FO, 12<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7799/220/10, FO 371/20989. 九月一八日に、「海関の統一」を守るため中国が日本側の要求を受け入れるべきであることを示唆する覚書を、王寵惠はジョンソン駐華アメリカ大使から受けとっている。同様の覚書はイギリス大使、フランス大使からも提出されたという。このように王寵惠は天津海関問題を現実的なラインで解決させることの必要性を知る立場にあったと言える。The Ambassador in China (Johnson) to the Secretary of State, 18<sup>th</sup> Sep. 1937, *FRUS*, p.864.

(52) 香港上海銀行はイギリス系銀行である。なお、辛亥革命以降一

九三二年までは同行が保管銀行の地位にあった。

(53) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九一～五九二頁。

(54) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一月二日、『日外』一三二二頁。

(55) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一月二日、『日外』一三〇九～一三一一頁。

(56) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年一月二日、『日外』一三二三頁。

(57) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年一月四日、『日外』一三二四頁。

(58) 宋芳芳前掲稿。

(59) 堀内駐天津総領事から広田外相あて電報、一九三七年一月二日、『日外』一三二〇頁。

(60) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九〇頁。

(61) Affleck to FO, 16<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8093/220/10, FO 371/20989.

(62) メーズから関務署あて電報、一九三七年一月七日、前掲『一九三八年英日関於中国海関的非法協定』一四頁。

(63) メーズから関務署あて電報、一九三七年一月一日、同前一五頁。

(64) 陳詩啓前掲書、四一八頁。

(65) Howe to FO, 17<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8045/220/10, FO 371/20989.

(66) Howe to FO, 19<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8190/220/10, FO 371/20989.

(67) Embassy Offices, Shanghai to FO, 20<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8283/220/10, FO 371/20989.

(68) Affleck to FO, 1<sup>st</sup> Nov. 1937, F 8951/220/10, FO 371/20989.

- (69) 一九三七年一月月上旬、青島海関引上げ邦人四〇人が天津海関に配置されている。
- (70) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九三～五九四頁。
- (71) 同前五九四頁。
- (72) Affleck to FO, 29<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8773/220/10, FO 371/20989.
- (73) 甲集団特務部長より陸軍次官あて電報、一〇月五日、方特電第一二九号、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C 04120011800「陸支密大日記」(防衛省防衛研究所)。
- (74) 堀内駐天津総領事より広田外相あて電報、一九三七年九月三日、「日外」一三〇三頁。
- (75) 前掲『外務省執務報告東亜局』五九六～五九七頁。
- (76) Affleck to FO, 27<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8621/220/10, FO 371/20989.
- (77) Affleck to FO, 10<sup>th</sup> No. 1937, F 9363/220/10, FO 371/20989.
- (78) Maze to Kuan-wu shu, 27<sup>th</sup> Oct. 1937, China and the West, the Maritime Customs Service Archives, Part 4, Reel 212.
- (79) N.R. Clifford, *op. cit.*
- (80) なおイギリスは、中国の判断が遅いがゆえに、華北海関収入は横浜正金銀行に預金されることになったと認識した。Foreign Office Memorandum, 23<sup>rd</sup> Nov. 1937, F 10017/220/10, FO 371/20989.
- (81) Affleck to FO, 29<sup>th</sup> Oct. 1937, F 8746/220/10, FO 371/20989.
- (82) Affleck to FO, 6<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9207/220/10, FO 371/20989.
- (83) Affleck to FO, 1<sup>st</sup> Nov. 1937, F 8951/220/10, FO 371/20989.
- (84) Affleck to FO, 6<sup>th</sup> Nov. 1937, F 9207/220/10, FO 371/20989.
- (85) 前掲『外務省執務報告東亜局』六〇〇～六〇一頁。
- (86) Embassy Offices, Shanghai to FO, 9<sup>th</sup> Oct. 1937, F 7675/220/10,

FO 371/20989.

- (87) 作成者不明「上海税関問題の経緯」(一九三七年二月五日)、島田文書、東京大学社会科学研究所蔵。引用箇所は天津海関の交渉経緯に関する記述。
- (88) 前掲『外務省執務報告東亜局』五八二頁。
- 〔付記〕本稿は、日中戦争に関する国際共同研究第二期第一回準備会において、木越義則氏、久保亨氏から頂いた、マイヤーズの行動に関する御示唆を考察の端著としている。ここに謝して記す。なお本稿執筆に際しては、小林節太郎記念基金小林フェローシップの支援を受けた。